

申込みから転居までの流れ

1 申込み（【公募期間】令和8年6月16日 午前9時 ～ 令和8年7月13日 午後5時）

▼ 「宅地分譲申込書」に必要事項を記入・押印の上、鬼北町役場総務財政課管財係へお持ちください。

▼ 【申込みに必要な書類】

- ▼ (1) 宅地分譲申込書 1部
 - ▼ (2) 申込人の住民票謄抄本 1部
 - ▼ (3) 申込人の納税証明書（市区町村が発行したもの） 1部
 - ▼ (4) 申込人の身分証明書の写し（マイナンバーカード、運転免許証等） 1部
- ▼ ※共有名義とするために申込人が複数となる場合は、(2)～(4)の書類は共有者の分も必要となります。

2 申込受付票送付

▼ 申込後、受付確認として宅地分譲申込受付票を申込人（代表者）の住所に郵送します。

3 分譲予定者の決定

▼ 公募期間内に同一区画に複数の申込みがあった場合は、抽選により分譲予定者を決定します。抽選の日時、場所及びその他必要な事項は、別途通知します。

▼ なお、申込みが1件のみの場合は、申込者を分譲予定者とします。

4 宅地譲渡契約締結（3の分譲予定者が決定した日から90日以内）

▼ 【契約に必要な書類等】

- ▼ (1) 印鑑（実印）
 - ▼ (2) 印鑑登録証明書（契約及び登記用） 2部
 - ▼ (3) 収入印紙（印紙税法に定める金額のもの） 1部
 - ▼ (4) 契約保証金 10万円
 - ▼ (5) 登記費用預り金（登録免許税） 担当者が別途連絡する金額
- ▼ ※代理人が来られる場合は以下の書類も必要です。
- ▼ (6) 委任状（申込人の実印を押印のこと） 1部
 - ▼ (7) 代理人の身分証明書の写し（マイナンバーカード、運転免許証等） 1部
- ▼ ※分譲地を共有名義とする場合は、(2)の印鑑登録証明書及び(6)の委任状は、申込人（代表者）以外の共有者の分も御準備ください。

5 土地代金の支払い（契約日から45日以内）

▼ 契約保証金を充当した残額の売買代金は、一括払いとなります。



6 所有権移転登記

▼ 所有権移転登記手続きは、土地売買代金納入完了後に鬼北町が行います。



7 引渡し

▼ 所有権移転登記完了後、引渡書を送付します。



8 住宅建築

▼ 土地の引渡しを受けた日から起算して5年以内に住宅の建築を完了するとともに、居

▼ 住を開始してください。



9 転居

国遠団地に転居された場合は、「転居完了届」を鬼北町役場総務財政課管財係まで提出してください（郵送可）。

なお、町内の建築業者が住宅を建築した場合は、住宅建築請負契約書の写し、業者に代金を支払ったことがわかる書類（領収書等）の写し等を添付してください。